

議第90号

三島市老人憩いの家条例の一部を改正する条例案

三島市老人憩いの家条例（平成15年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を削る。

第3条第1項及び第4条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削る。

第7条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定により承認を受けている者は、改正後の第3条第1項の規定により承認を受けた者とみなす。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士